第十九条の五の二に次の二項を加える。

6　特定振替機関等は、その受けた施行令第二十六条の十八の二第三項の規定による通知が書面による方法で行われた場合にはその受理した書面を当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存し、その受けた同項の規定による通知が同条第四項に規定する方法で行われた場合には同条第六項の規定により作成した書面又はマイクロフィルムを当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

7　施行令第二十六条の十八の二第六項に規定する財務省令で定めるものは、第四項に規定する入出力装置とする。

第十九条の十第二項中「商品取引員等」を「商品先物取引業者等」に改める。

第十九条の十一の五第一項中「（平成十五年財務省令第七十一号）」を削る。

第十九条の十二第一項第六号ロ中「提出する者」の下に「の特殊関係者（当該特例適用申告書を提出する者」を加え、「ロにおいて「特殊の関係のある者」という。）」を「をいう。ロ及びハ⑷において同じ。」に、「当該特殊の関係のある者」を「当該特殊関係者」に改め、「損益分配割合」の下に「（ハ⑷において⑵に掲げる持分の割合及び損益分配割合のうち当該特例適用申告書を提出する者の特殊関係者の当該持分の割合及び当該損益分配割合」を加え、「という。）」の下に「で当該特例適用申告書を提出する者が同条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のあるもの」を加え、「ものとし」を「ものとで」に改め、同条第四項中「この項、第六項」を「第六項まで」に改め、同条第五項中「組合契約書」の下に「で変更申告書を提出する者が同条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のあるもの」を加える。

第二十条第七項中「分割法人等をいう。以下この項」を「分割法人等をいう。第一号」に改め、同項第二号中「第十二項」を「第十二項第二号」に改め、同条第十八項中「第二十七条の四第二十二項の」を「第二十七条の四第二十三項の」に改め、同項第四号中「第二十七条の四第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十五項又は第十六項の処分（第二十二条の二十三第十五項又は第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第三十九条の三十九第二十七項」を「第三十九条の三十九第二十八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第二十七条の四第二十二項」を「第二十七条の四第二十三項」に、「第三十九条の三十九第二十七項」を「第三十九条の三十九第二十八項」に、「第十七項及び第十八項第四号」を「第十八項及び第十九項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第二十七条の四第二十二項の」を「第二十七条の四第二十三項の」に、「第十八項に」を「第十九項に」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十三項」に、「第十八項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第二十七条の四第二十二項の」を「第二十七条の四第二十三項の」に、「第十八項に」を「第十九項に」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十八項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同項第四号中「第二十七条の四第二十二項」を「第二十七条の四第二十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十七条の四第二十二項」を「第二十七条の四第二十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　施行令第二十七条の四第十六項の届出は、同項の現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、同項の現物分配により同項に規定する試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　当該現物分配に係る現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　その残余財産の確定の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）

20　施行令第二十七条の四第二十五項の届出は、同項の現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、同項の現物分配により同項に規定する試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　当該現物分配に係る現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　その残余財産の確定の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）

四　その他参考となるべき事項

第二十条に次の一項を加える。

施行令第二十七条の四第二十五項の届出は、同項の現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、同項の現物分配により同項に規定する試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　当該現物分配に係る現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　その残余財産の確定の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）

四　その他参考となるべき事項

第二十条の二第二項中「第二十七条の五第九項」を「第二十七条の五第八項」に改め、同条第三項中「第二十七条の五第十一項」を「第二十七条の五第十項」に改め、同項第一号中「第二十七条の五第十項第一号」を「第二十七条の五第九項第一号」に改め、同項第二号中「第二十七条の五第九項第二号」を「第二十七条の五第八項第二号」に改める。

第二十条の二の二の見出しを「（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第三項第四号中「ファイアウォールソフトウエア」を「不正アクセス防御ソフトウエア」に改め、「設定された」の下に「次に掲げる」を加え、「に基づき電気通信信号を通過させる機能」を「の区分に応じそれぞれ次に定める機能」に改め、同号に次のように加える。

イ　通信路を設定するための通信プロトコル　ファイアウォール機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）

ロ　通信方法を定めるための通信プロトコル　システム侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、又は通過させる機能をいう。）

ハ　アプリケーションサービスを提供するための通信プロトコル　アプリケーション侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）

第二十条の二の二第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　サーバー用の仮想化ソフトウエア（サーバー用のオペレーティングシステム（前号に掲げるサーバー用のオペレーティングシステムをいう。以下この号において同じ。）によるサーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限る。以下この号において同じ。）に対する指令を制御し、二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによつて一のサーバー用の電子計算機に対する指令を同時に行うことを可能とする機能を有するソフトウエアをいう。）

第二十条の二の二第五項及び第六項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十条の三の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第十項中「第二十七条の七第十一項第六号」を「第二十七条の七第十二項第六号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第二十七条の七第十項」を「第二十七条の七第十一項」に改め、同項第一号中「第二十七条の七第九項各号」を「第二十七条の七第十項各号」に改め、同項第三号中「第二十七条の七第九項第一号」を「第二十七条の七第十項第一号」に改め、同条第十一項とし、同条第八項中「第二十七条の七第九項第三号」を「第二十七条の七第十項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二十七条の七第九項第一号ロ」を「第二十七条の七第十項第一号ロ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二十七条の七第九項第一号イ」を「第二十七条の七第十項第一号イ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　施行令第二十七条の七第六項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）とする。

一　小売業

二　料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く。）

三　一般旅客自動車運送業

四　海洋運輸業及び沿海運輸業

五　旅行業

六　こん包業

七　郵便業

八　通信業

九　損害保険代理業

十　サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く。）を除く。）